小修繕工事等成績評定要領の策定について

平成25年2月指導検査課

建設交通部の所管する単価契約による小修繕工事等の成績評定要領を新たに策定しました。

主な内容

現在の工事等成績評定要領とは別に、単価契約による小修繕工事等について、新たに成績評定要領を策定しました。

1 <u>小修繕工事等成績評定要領</u>について (今回、新たに策定)

評定の対象:単価契約による小修繕工事等

小修繕工事等・・・小修繕工事

道路凍結防止剤散布委託

道路除雪作業委託

※なお、現在評価を行っています請負代金額、委託料又は業務委託料が100万円以上の 工事等につきましては、別に定める工事等成績評定要領の内容を確認してください。

2 評価について

- ① 迅速な対応等を評価 (連絡体制、迅速性)
- ② 安全確保・住民対応等を評価 (安全、住民・関係機関対応、技術力、機動性等)
- ③ その他 (出来ばえ、創意工夫、法令遵守)
- 以上の点について、評価者(主任監督員、総括監督員、検査員)が評価する。

評定点 = 基準点(65点) + 各考査項目の加減点合計

3 その他

平成25年2月1日以降に完了する小修繕工事等から適用します。

改正内容の詳細は、指導検査課ホームページをご確認ください。

http://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/hyoutei.html

問い合わせ先 建設交通部指導検査課指導担当 電話 075-414-5227(直通)